

# 『教えて、BUN先生』

「BUN先生」こと長岡文明先生

vol.7



## 第七回 産業廃棄物20種類の確認その2



LISA

皆さん、こんにちは。今回は産業廃棄物20種のうち、廃プラスチック類、金属くず、動植物性残渣などについて見てきて、その際、「混合物」という概念についても勉強しました。そして、「がれき類」の話になったときに、「木くず、紙くず、繊維くず」を「がれき類に入れるのは大きな間違いだ」ってところまででしたね。じゃ、先生、どうして「木くず、紙くず、繊維くずをがれき類に入れるのは大きな間違い」なんですか？

BUN



はいはい、「そもそも」になりますが、りさちゃんは、そもそも、なんで産業廃棄物を20種類に分けたんだと思いますか。



LISA

そんなこと考えたこともなかったけど、言われれば、「その先のこと」。具体的には、処理の方法や処理施設が違ってくるからじゃないでしょうか。

BUN



正解。現在考えると「なんでこんな分け方に」って思う物も少なくないけど、廃棄物処理法がスタートした時点では、妥当な分け方だったんでしょうね。



LISA

たしかに、金属くずと動植物性残渣は、同じ処理って訳にはいきませんね。特に、リサイクルってことを考えると、産業廃棄物の性状や量にあわせた処理方法、「受け皿」って必要だと思う。

BUN



廃棄物処理法がスタートした昭和45年の時点では「リサイクル」って理念はあまりなかったとは思いますが、少なくとも「埋立地行きにするか、焼却炉行きにするか」程度の分類は必要だったでしょうね。産業廃棄物の場合は、さらに、廃酸廃アルカリなら「中和」、汚泥なら「脱水」というレベルの処理方法はありましたし。



LISA

それと「がれき類」はどう関係してくるんですか？

BUN



りさちゃんは「埋立地」って何種類あるか知っていますか？



LISA

詳しくは知りませんが、先日先輩方の話に、管理型とか安定型とかいう言葉が出てきていました。

そうです。埋立地、最終処分場には現在、遮断型、管理型、安定型の3種類があるんです。詳細は、相当高度な話になるので、今回は概略だけ。

まず、遮断型最終処分場というのは、有害な産廃をそのまま埋められる埋立地で、「世の中から遮断してしましましょう」ということで付けられた名称が「遮断型」。構造的には分厚いコンクリートのプールです。ただ、ここに埋めても有害性が無くなる訳ではないので、最近では、埋める前に中間処理をして有害性を無くして、別の処理ルートで処理するという方法が一般的です。そのため、全国的にも遮断型は少なくなってきました。

次の「管理型最終処分場」の特徴は、遮水シートや水処理施設がついていることです。汚水が発生するような産廃も受け入れることができます。ここから発生する汚水は遮水シートで集水され、水処理施設で処理されてから放流されます。だから、腐っていく動植物性残渣や汚泥なども埋めることができます。腐っていくのを長く管理していかなければならない、排水を管理して行かなくてはならない、ことから付いた名称が「管理型」という訳です。

最後に、「安定型」ですが、この最終処分場は管理型のような遮水シートや水処理施設がついていません。語弊がありますが、構造的には「素堀の穴」です。もちろん、土木構造的には頑丈に作りますが、そのため、安定型最終処分場に汚水が発生する産廃が入ると、遮水シートがありませんから、地下水汚染に繋がってしまいます。だから、安定型最終処分場には、「性状的に安定している産廃しか埋めてはいけない」としているんです。そこで、つけた名称が「安定型」という訳です。

BUN



LISA

なるほど。で、「性状的に安定している産廃」ってどんなものなんですか？

これが、第6回でも紹介した廃棄物処理法政令第6条第1項第3号イで定義していて、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、そして「がれき類」なんですね。5種類あるものですから、これを総称して昔から「安定5品目」と昔から言っています。ただし、平成18年の改正で、現在は「アスベストの溶融物」がこれに追加されています。

BUN



LISA

安定5品目ですか。これが普通だったら汚水などが発生しなくて、性状的に安定している物になる訳ですね。たしかに、コンクリートは腐ったり、汚水が出たりはしないですね。

そこで、話は戻るわけですが、木くずや紙くずは長い年月では、やはり、腐っていきます。そのため、これらは管理型対象の産廃であり、安定型最終処分場には入れてはいけない、としているんです。

BUN



LISA

そうかあ。だから、「木くず、紙くず、繊維くずをがれき類に入れるのは大きな間違いだ」ってことに繋がる訳ですね。

管理型と安定型最終処分場は、その設備投資代も大きく違ってきます。維持管理費も違ってきます。だから、おかしげな業者は処理料金を安くあげたいがために、本来であれば管理型に入れなければならない産廃も安定型最終処分場に入れたがるんですね。排出者としても、そのあたりは注意しなければなりません。

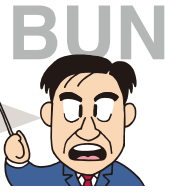
BUN





時々、現地確認にも行っているんですが、そのあたりも見てこなくちゃ。

「現地確認」という言葉が出たので、ついなのですが、安定型最終処分場には「展開検査」というものも義務づけられています。これは、本来安定型最終処分場に入れてはいけないものが混入していないか、を、穴に入れる前に確認する検査でして、穴に入れる前に必ず一回「展開検査場」に拡げて検査しなければならない、という規定です。現地確認に行ったときは、是非、この展開検査も確認してきてくださいね。じゃ、続きは次回ということで。



- 産業廃棄物は20種類はもともとはその先の処理方法に合わせた区分を意図した。
- 最終処分場は物に遮断型、管理型、安定型の3種類。
- 管理型最終処分場は、遮水シートや水処理施設がついているので、汚水が発生するような産廃も受け入れることができる。
- 安定型最終処分場は遮水シートや水処理施設がついていない。廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類の「安定5品目」だけが処理の対象。
- 「がれき類」とはコンクリート、アスファルトだけ。木くずや紙くずは「がれき類」ではないので安定型最終処分場に入れてはいけない。

### BUN先生の 今回のまとめ



Summary

### 今回の 練習問題

部屋の模様替えをしたために、襖(ふすま)や障子戸が  
要らなくなりました。模様替えの工事は、  
建設業者さんに頼んだのですが、建設業者さんは  
安定型最終処分場に持って行くと言っています。よいのでしょうか??

答えは次回のメルマガで(^-^)/

### 前回の問題の解答

**Q** 石炭火力発電所から排出される  
石炭灰は何に該当するか?

**A** 集塵機で補修されるものは  
「ばいじん」。  
その他のものは「燃えがら」となります。

これは、昭和56年に発出された疑義応答に出ている質疑です。  
普通の事業所のボイラーやストーブからの灰なども同じように解釈されるでしょう。  
ただし、現在は、平成10年前後のダイオキシン騒動を経て、廃棄物の燃え殻については、「熱  
しゃく減量を10%以下にすること」(燃え残しが極  
力無いような、完全燃焼させることとの趣旨)やダイ  
オキシンの濃度等の基準がかかる場合もあるので、実  
際に排出する事業所の方は行政窓口にご相談してみてく  
ださいね。

